

	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備			
電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討		・金融審議会内に「情報技術革新に対応した金融制度の諸課題に関するワーキンググループ(仮称)」を創設し(17年4月)、電子債権に関する法制のあり方等の金融制度面からの検討を実施 ・上記検討状況を踏まえつつ、具体化のための作業を順次実施	
財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等	・財務報告に係る内部統制の有効性について、経営者による確認書制度の活用を促進		
	・経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化について企業会計審議会で検討を開始(17年1月)	・企業会計審議会において左記基準の骨格を取りまとめ(17年8月を目的) ・上記基準の実務上の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化に関する検討を開始(17年8月を目的)	・左記検討結果を踏まえ、その実施に向けて開示企業における準備を促進
	・17年3月期の有価証券報告書から、①コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実、②親会社が継続開示会社でない場合の子会社の有価証券報告書における親会社情報の開示を実施するため、関係府令を改正(17年3月) ・親会社が継続開示会社でない場合の親会社に対する情報開示の義務付けを内容とする法案を通常国会に提出(17年3月)	・左記法案の成立後施行(17年12月)	・左記法案の適用開始(18年4月より)
	・金融審議会第一部会において、四半期開示のあり方について検討	・左記検討の結論を取りまとめ(17年4月を目的) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて企業会計基準委員会(ASBJ)に対して、四半期開示の会計基準の検討を要請(17年5月を目的) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて四半期開示に係るレビュー等の検証の基準について企業会計審議会において検討を開始(17年7月を目的)	・左記検討結果を踏まえ、必要に応じて平成19年度からの取引所ルール又は証券取引法による四半期開示の義務化に向けて、企業における決算手続き等の整備を要請
課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等	・証券取引法の改正により導入されるインサイダー等に対する課徴金制度関連の政令・府令等を整備(17年2月、3月)	・インサイダー、相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示違反に対する課徴金制度を導入(改正証券取引法の施行)(17年4月) ・課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定(審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室)(17年4月を目的)	
	・証券取引法の改正による証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大(16年6月)	・行政による証券会社等に対する検査を証券取引等監視委員会に基本的に一元化(17年7月) ・有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管(17年7月)	
	・継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入に向け法制面での対応を検討		
	・インターネット取引の増加や新規公開株への関心の高まりなど個人投資家の動向等を踏まえ、自主規制機関と連携しつつ、個人投資家保護策等について検討を開始(17年2月)	・引き続き検討を行い、その結果を踏まえ、個人投資家保護策等の具体的な措置を実施	
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	・「評定制度研究会」において、評定制度のあり方について議論を開始(17年1月)し、その結果を取りまとめ		
バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施(16年10月)	・「バーゼルⅡ推進室(仮称)」を設置(17年4月) ・自己資本比率告示を改正(17年中を目的) ・監督指針・解釈集を改正等(18年3月を目的)	
	・内部格付手法等のフィールド・テストを実施(17年3月期、9月期を対象)	・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期決算以降) ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備 ・統合的にリスクを管理している金融機関の検査において、統合的なリスク管理態勢を重点的に検証	
			・バーゼルⅡ実施(19年3月期決算より適用)